

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和2年2月12日

今治市監査委員 渡辺英徳
同 重松眞司

監査対象機関	監査結果報告書の日付
企画財政部 市民税課	令和元年12月20日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> ふるさと納税について、特産品集配送業者は指名競争入札で選定されている。しかし特産品取扱業者が誤って、契約を結んでいない集配送業者を利用し、契約単価より高い料金を集配送している事例があった。契約面、節税面の観点から効率的な対応を検討されたい。 時間外勤務手当について、週休日の振替、時間外勤務代休の取得ができていない事例が一部見受けられたので適切に事務処理されたい。 入湯税については、市税条例第145条第3項により、申告・納付ともに翌月15日までに行われなければならないが、期限後であるものが見受けられたので、申告・納付ともに期限内に行なわれるように、支所と連携し、特別徴収義務者を指導されたい。 	
<p>(措置の内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 入札により特産品集配送業者が決定し、前年度から変更があった場合は、現在も年度初めにすべての特産品取扱業者に対して文書で通知を行っている。さらに、当該年度の 	

最初の発注を行う際には、メールや口頭での依頼の際にも再度、特産品集配送業者が変更になった旨を伝えている。今後も文書及び口頭で、重ねて周知を徹底していく。

2 週休日の振替、時間外勤務代休の取得については、繁忙期が数ヶ月続くことから取得予定者自身の失念や周囲の状況から取得を言い出しにくい現状がある。取得予定者自身を含め、庶務担当者、係長、管理職も振替休、代休予定表を共有し、業務のスケジュール調整等に努め、適切に休暇取得を行っていく。

3 入湯税の申告・納付が期限内に行われていない特別徴収義務者に対し、改めて口頭で指導を行った。今後も支所と連携し、申告・納付の状況を見ながら継続的に指導を行っていく。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
企画財政部 資産税課	令和元年12月20日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘事項)</p> <p>1 固定資産税の減免及び非課税事務について、決裁文書における根拠条項の誤り、減免申請書における記入漏れが見受けられたため、適切に事務処理されたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>1 決裁文書における根拠条項の誤りについて、根拠条項の確認による各担当の条項把握の徹底を行いました。減免申請書における記入漏れについては、確認作業をより正確に行い、今後は適切な事務処理を行います。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
市民環境部 市民生活課	令和元年 12 月 20 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘事項)</p> <p>1 負担金、補助金及び交付金の交付決定について、交付決定同等が決裁されていないもの、支出の特例として概算払しているが、精算されていないもの、実績報告書が、事業終了後速やかに提出されていないものが見受けられるため、適切に事務を執行されたい。</p> <p>(意見)</p> <p>1 放置自転車については、今治市自転車等の放置の防止に関する条例第 11 条第 2 項により、撤去し、保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、売却代金を保管することができ、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、廃棄等の処分をすることができる」と規定されている。現在は、全て廃棄物認定し、鉄屑として再利用することで、無償により処分しているが、状態の良いものについては、関係各課と協議、自転車販売店等に協力依頼するなどし、競売やレンタサイクル用リサイクル品等として活用するなど、サイクリストの聖地としてふさわしいサイクルシティ構想の一つの事業となるよう検討されたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>(指摘事項)</p> <p>1 今治市事務決裁規定及び今治市会計規則を遵守し、適切な事務を行うこととした。</p> <p>(意見)</p> <p>1 防犯登録における所有権の整理や車両の安全性を確保した状態での提供、需要の有無など課題が残るため、他市の状況等も参考にしながら、今後も検討してまいりたい。</p>	